

令和 8 年 9 月 1 日

中央支援学校保護者 様

川崎市立中央支援学校
校長 稲葉 武

気象警報発令時における学校の対応について

日頃より本校の教育にご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。

この度、川崎市教育委員会より気象警報発令時における臨時休業基準の一部変更の通知がありましたので、従前、学校からお知らせしている「警報の発令による臨時休校について」(8 年 4 月 6 日)に替わって、新たなお知らせをお配りいたします。台風接近等により気象警報が発令されやすい季節となりますので、内容につきましてご確認いただきますよう、お願いいたします。 *下線部が大きな変更点です。

- 1 午前 6 時の時点で、川崎市に「特別警報」及び「暴風警報」「暴風雪警報」、または大雨・河川氾濫・土砂災害のレベル 4 防災気象情報（危険警報）が発令されている場合は、市立学校は全て当日が臨時休業となります。(定時制高校等を除く) *ミマモルメ配信や電話での連絡はいたしません
- 2 前日の時点で川崎市に上記警報の発令が見込まれ、登下校や教育活動等への影響が予想される場合にも、臨時休業となります。 *ミマモルメで配信します
- 3 午前 6 時の時点で、上記 1 に示す警報が解除されていた場合でも、市内の全駅を含む区間で、市内鉄道会社全社が計画運休を実施している場合も、当日が臨時休業となります。*ミマモルメ配信や電話での連絡はいたしません
- 4 上記 1 と 2 以外の場合（当該警報が発令されていない）でも、児童生徒の安全や市内の交通状況等を考慮し、校長の判断により学校を臨時休業とする場合があります。*ミマモルメで配信します
- 5 上記に示す臨時休業ではなく、始業時間の変更、登校後の下校時刻の繰り上げや繰り下げ、また、スクールバスの登下校便の運休などの措置を、校長の判断により行うことがあります。*ミマモルメで配信します
- 6 全市一斉臨時休業以外に中央支援学校長の判断により、何らかの措置をとる場合（上記の 4 または 5）には、本校と各分教室は一斉の対応とすることを原則とします。
- 7 川崎市教育委員会が作成し、学校が各家庭向けに発出するための資料を参考として配付いたします。【別紙】

【問い合わせ】

本校、分教室各教頭
又は各防災担当